



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 0 0 2 0 1 3 年 0 5 月 1 3 日

エチオピア:新商標規則の公告(3)

2006年7月7日前に出願された旧登録商標の再登録手続きが開始されてから、エチオピア特許庁はその要件を多少変更しています。

必要書類に関しては、会社登記簿謄本は、出願人が実際に係る事業に従事していることの証拠とはならないとの理由で受理されておりません。再登録に必要な書類は以下の通りです。

1. 委任状(要領事認証)
2. 営業許可証若しくは出願人の国が営業許可証を発行しない場合はその旨の弁護士による声明書(要公証)又は本国登録証明書及びその英訳(要公証)、本国登録がない場合は、外国における登録証明書

エチオピア特許庁には営業許可証を発行する国がほとんどないことと上記の弁護士による声明書は取得し難いことを通知しました。従って、本件については本国登録証明書又は外国登録証明書を提出されることをお勧めします。

また、エチオピア特許庁が発行した再登録のガイドラインに間違いがありました。前回(Vol.98, 2013年4月1日)商標番号に基づく再登録の申請期間をご案内しましたが、その番号は登録番号ではなく出願番号でした。更に、再登録された商標は元の出願日を維持できず、再登録の出願日から保護されます。従って、2006年7月7日前に出願された登録の権利者は速やかに再登録出願すべきこととお知らせします。

エチオピア特許庁は本件に係る要件を常に変更していますが、新たな情報を入手次第お知らせします。

(情報提供:LYSAGHT & CO.)